

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 4 号

## 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則

川崎市火災予防規則（昭和48年川崎市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「第6号」を「第7号」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「第12号様式」を「第11号様式」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第13号様式」を「第12号様式」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第14号様式」を「第13号様式」に改め、同号を同条第4号とする。

第19条第1号中「第15号様式」を「第14号様式」に改め、同条第2号中「第16号様式」を「第15号様式」に改め、同条第3号中「第17号様式」を「第16号様式」に改め、同条第4号中「第18号様式」を「第17号様式」に改め、同条第5号中「第19号様式」を「第18号様式」に改め、同条第6号中「第19号様式の2」を「第19号様式」に改める。

第23条第37号中「第28号」を「第29号」に改め、同号を同条第38号とし、同条中第36号を第37号とし、第10号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

（9）簡易サウナ設備の位置、構造及び管理が、条例第8条の2に定める基準によっていること。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式

火を使用する設備等の設置届

(宛先) 川崎市消防長		年 月 日	
届出者		住所	
		(電話 )	
		氏 名	
届出種別	炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機		
所在地	(電話 )		
名称	用途		
取扱責任者			
設置目的			
設置場所	設置箇所	床面積	
	構造	階層	
	消防用設備等又は特殊消防用設備等		
設備概要	設備の種類		
	使用する燃料・熱源・加工液	種類	使用量
	安全装置		
工事施工者	住所	(電話 )	
	氏名		
着工予定	年 月 日	完成予定	年 月 日
※受	付	欄	※経
			過
			欄

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- 2 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入してください。
- 3 設備概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付してください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 当該設備の設計図書を添付してください。

第11号様式を削り、第12号様式を第11号様式とし、第13号様式から第19号様式までを1様式ずつ繰り上げ、第19号様式の2を第19号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。